Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

同時発表:経済産業省、環境省

令 和 6 年 2 月 22 日 大臣官房 参事官 (イノベーション) 物流・自動車局 審査・リコール課

## 特定特殊自動車に係る改善措置の届出について

日立建機株式会社から、令和6年2月22日(木)、経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣に対して、特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則第21条第1項の規定に基づき、改善措置の届出がありましたので、お知らせします。

届出の詳細は以下 URL の環境省ホームページに掲載しています。

https://www.env.go.jp/air/car/tokutei\_law/kaizen.html

※ 特定特殊自動車とは、特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(通称:オフロード 法)第2条第1項に規定する、公道を走行しない特殊自動車を指します。

## (問い合わせ先)

○建設機械、オフロード法関係について

大臣官房 参事官(イノベーション)グループ 中根、秋本

代表: 03-5253-8111 (内線 22427、22425)

直诵:03-5253-8285

Oオフロード法関係について

物流・自動車局 審査・リコール課 福薗、岡崎

代表: 03-5253-8111 (内線 42312、42313)

直通:03-5253-8596